

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）の「日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程細則」（以下、「本細則」という）は、一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師制度（以下、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度」という）の実施にあたり、日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程（以下、「本規程」という）の委任に基づく事項、その他日病薬病院薬学認定薬剤師制度の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 研修

第2条 日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムを別添1に定める。

第3条 研修会実施機関の認定要件及び集合研修の認定方法を別添2に定める。

第4条 認定対象研修及び研修単位の証明方法を別添3に定める。

第5条 研修の記録及び単位証明のため研修記録を様式1に定める。

2 研修記録は無料とし、本会ホームページからダウンロードするものとする。

第3章 認定等

第6条 一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師（以下、「日病薬病院薬学認定薬剤師」という）の認定試験は、原則として年1回とする。

第7条 認定試験に関する事項を、別添4に定める。

第8条 認定試験の受験料は、2千円（税別）とする。納入された受験料は理由の如何に関わらず返還しない。

第9条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定審査及び更新審査は、原則として年1回とする。

第10条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定要件及び更新要件を、別添5に定める。

第11条 認定料及び更新料は、3千円（税別）とする。納入された認定料及び更新料は理由の如何に関わらず返還しない。

第4章 雑則

第12条 本細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本細則は平成26年9月19日から施行する。

制 定 平成26年9月19日

日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラム

平成 26 年 9 月 19 日

1. 目的

日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムは、薬剤部内や病棟等で必要となる薬剤師の基本的臨床能力を 5 領域 16 項目に分類し、本会が定める日病薬病院薬学認定薬剤師に必要な履修項目を履修するとともに、自身が臨床現場に必要な学習項目を設定し履修することにより、基本的臨床能力及び医療水準の変化に適した実践力を備えた薬剤師を養成する目的を達成するためにカリキュラムを定める。

2. 日病薬病院薬学認定薬剤師の行動目標

I. 医療倫理と法令を順守する

医療専門職として、背景となる制度・法律を理解し、全人的視点に立って患者に寄り添う医療支援を提供する。

I-1	薬剤師の使命と責任	生命の尊さを認識し、臨床現場における生命倫理の重要性を理解する。
I-2	医療制度	質の高い医療を提供するため、医療に関する制度を理解する。
I-3	法令順守	質の高い医療を提供するため、薬剤師業務に関わる法律を理解する。

II. 基本的業務の向上を図る

最新の医薬品情報などをもとに、適正な処方監査と調剤、医薬品管理など、薬剤師の基本的業務を推進する。

II-1	調剤	患者情報を収集し、薬歴に基づいた処方監査、疑義照会を経て、調剤し交付する。
II-2	製剤	ガイドライン等に準拠し、必要な院内手続を経て、品質を保証した製剤を供給する。
II-3	医薬品情報	適正使用のための医薬品情報を収集・評価し、適切に情報提供する。
II-4	医薬品管理	医薬品の適正使用を目的として、品質の確保など法に則り適正な医薬品等の管理・供給の役割を担う。
II-5	マネジメント	業務の適正化、職能拡大のために経営的視野を含めたマネジメント力を養成する。
II-6	教育・研究	質の高い医療人養成を目指した実務実習を支援し、医療の高度化、多様化に対応できる研究マインドをもつ。

Ⅲ. チーム医療を実践する

医療における薬剤師の役割を理解し、その専門性を踏まえて、多職種と協働し、個々の患者に最適な薬物療法を支援する。

Ⅲ-1	病棟・外来業務 (医療コミュニケーション)	患者に最適な薬物療法を提供するため、治療効果の向上と副作用の防止に努め、チーム医療を実践し、患者の利益に貢献する。
Ⅲ-2	連携	薬剤師の役割を理解し、職種間・施設間で協働して薬物療法を支援する。

Ⅳ. 医療安全を推進する

安全管理の方策を身に付け、患者及び医療スタッフにとって安全な医療を遂行する。

Ⅳ-1	リスクマネジメント (医薬品安全管理)	医療事故は日常的に起こり得ることを認識し、適切な情報を基にした医薬品の安全使用をはじめ、安心・安全な医療を実践する。
Ⅳ-2	感染制御・管理	消毒薬、抗菌薬の適正使用など、感染制御・管理を通じて安全で適切な環境作りを支援する。

Ⅴ. ファーマシューティカルケアを実践する

疾病を理解し、個々の患者の病態に応じた、適切な薬物療法を提供する。

Ⅴ-1	医薬品（製剤）特性	医薬品（製剤）の特性を理解し、適切な薬物療法を支援する。
Ⅴ-2	疾病・薬物療法	疾病と病態を理解し、適切な薬物療法を支援する。
Ⅴ-3	患者特性	患者特性に応じて、適切な薬物療法を支援する。

3. 研修形態

(1) 研修会

研修形態の種類としては、下記の項目を基本とする。

- 講義
- グループ討議（ワークショップ、ケース・スタディ等）
- 実習（シミュレーション実習等）

なお、下記の項目については、研修会の内容に応じて、グループ討議及び実習を取り入れた研修会にすることが望ましい。

- ① 処方設計・処方提案
- ② フィジカルアセスメント・バイタルサイン
- ③ コミュニケーションスキル・カウンセリング・コーチング
- ④ 病診連携・薬薬連携・多職種連携

(2) e-ラーニング

研修形態の種類としては、下記の項目のみとする。

- 本会が実施する e-ラーニング

【具体的な研修項目一覧】

	研修番号	項目	〈具体例：関連する研修事例〉
I. 医療倫理と法令を順守する	I-1	薬剤師の使命と責任	薬剤師の使命、ヒューマンイズム、インフォームドコンセント、患者の権利、終末期医療
	I-2	医療制度	医療保険制度、DPC、高齢者医療制度、介護保険制度、診療報酬制度、介護報酬制度、公知申請制度、医薬品副作用救済制度、生物由来製品感染等被害救済制度、公費負担制度、特定疾患治療研究事業（難病対策）
	I-3	法令順守	医療法、薬事法、薬剤師法、介護保険法、健康保険法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、
II. 基本的業務の向上を図る	II-1	調剤	処方監査、処方解析、注射剤調剤、無菌的混合調製、疑義照会
	II-2	製剤	院内製剤、クラス分類、品質管理、倫理審査、院内製剤の調製及び使用に関する指針
	II-3	医薬品情報	後発医薬品、添付文書、インタビューフォーム、安全性情報、市販後調査、健康食品、サプリメント、中毒情報、適応外使用、リスクマネジメントプラン（RMP）
	II-4	医薬品管理	在庫管理、SPD、麻薬、毒薬、向精神薬、血液製剤、放射性医薬品、診療材料
	II-5	マネジメント	病院経営、医薬品コスト管理、薬剤経済効果、人事マネジメント
	II-6	教育・研究	実務実習、モデルコアカリキュラム、臨床研究、臨床研究に関する倫理指針、倫理審査、文献検索・比較方法、統計学、論文、治験
III. チーム医療を実践する	III-1	病棟・外来業務 (医療コミュニケーション)	薬歴、薬学的管理、ハイリスク薬、服薬アドヒアランス、処方設計、処方提案、薬物相互作用、バイタルサイン、フィジカルアセスメント、副作用モニタリング、レジメン管理、コミュニケーションスキル、カウンセリング、コーチング、医療面接
	III-2	連携	病薬連携、薬薬連携、病診連携、地域連携、多職種連携、救急医療、災害医療、予防医療、地域医療（プライマリ・ケア）、在宅医療、クリニカルパス、プロトコール、栄養サポート、緩和医療
IV. 医療安全を推進する	IV-1	リスクマネジメント (医薬品安全管理)	ヒヤリハット、事故事例分析、医薬品安全、医療機器安全、プレアポイド、放射線被曝、抗がん剤暴露、医薬品安全管理手順書
	IV-2	感染制御・管理	院内感染、感染対策、耐性菌、抗菌薬適正使用、消毒薬、サーベイランス
V. ファーマシューティカルケアを実践する。	V-1	医薬品（製剤）特性	薬物動態学、薬力学、TDM、PK/PD、ADME、薬物相互作用、副作用、漢方、DDS、生物学的製剤、抗体医薬品、バイオシミラー
	V-2	疾病・薬物療法	〈ICD10（国際疾病分類）〉 感染症・寄生虫症、新生物、血液・造血器・免疫疾患、内分泌・代謝・栄養疾患、精神・行動障害、神経系疾患、眼・付属器疾患、耳・乳様突起疾患、循環器系疾患、呼吸器系疾患、消化器系疾患、皮膚・皮下組織疾患、筋骨格系・結合組織疾患、尿路器系疾患、妊婦・分娩・産褥、周産期、先天奇形・染色体異常、異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの、損傷・中毒・その他の外因の影響
	V-3	患者特性	小児、高齢者、妊婦・授乳婦

研修会実施機関の認定要件及び集合研修の認定方法

平成26年9月19日

1. 研修会実施機関の認定

研修会実施機関の認定を受けようとする団体は、次に定める認定要件をすべて満たし、申請書と共に認定要件を証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ①医療関係団体であること。
- ②団体の代表者がいること。
- ③会員数が合計200名以上であること
- ④病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ⑤日病薬病院薬学認定薬剤師制度の目的及び研修カリキュラムに則った研修会の企画運営ができること。

2. 集合研修の認定

研修会実施機関が日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会を開催する場合は、下記の手続を行うこととする。

- ①研修会実施機関は、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムの内容に沿った研修会を計画すること。
- ②研修会実施機関は、当該研修開催予定日の1ヶ月前までに、「研修会開催計画」及び「研修会プログラム」を本会に提出し、本会が指定する口座に別表に定める手数料を納入する。
- ③本会は、提出された研修内容を研修小委員会が審査し、本会が直接実施する研修会と同等と認める場合、研修会実施機関に対し「研修会開催計画の受理書」及び「単位証明」を受講予定人数分配布する。
- ④研修会実施機関は、主催する研修会終了後に受講者に対し「単位証明」を配布する。
- ⑤研修会実施機関は、当該研修会終了後1ヶ月以内に、本会に「研修会報告書」又は「アンケート集計結果」を提出し、残余の「単位証明」を返還する。
- ⑥研修小委員会は「研修会報告書」又は「アンケート集計結果」より事後評価を行い、その評価内容を研修会実施機関に報告する。

【別表】

研修会参加人数	手数料 (税別)
50名まで	1,000円
51名～100名まで	2,000円
101名～300名まで	4,000円
301名～1000名まで	8,000円
1001名～2000名まで	20,000円
2001名以上	30,000円

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象研修及び研修単位の証明方法

平成26年9月19日

1. 日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象となる研修

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象となる研修及び認定単位は次のものとする

(1) 集合研修 1単位/90分

①本会が主催又は共催する講習会、研修会等

②研修会実施機関が主催又は共催する講習会、研修会等で本会が認定したもの

*本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用した場合、当該単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用することはできない。

*②に該当する講習会、研修会等は事前に開催計画書、プログラムを別に定める方法により本会に提出し、認定を取得しなければならない。

(2) e-ラーニング研修 1単位/90分

①本会が実施するe-ラーニング

(3) 薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーの研修 1単位/90分

①当該団体が主催する講習会、研修会

但し、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った研修であること

2. 研修の記録・研修単位の証明方法

(1) 研修の記録

①研修の記録は、様式1の一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録(以下、「研修記録」という)を使用し、「研修番号」・「開催日時」・「研修会名」・「研修時間」・「単位数」を記入する。

また、他の生涯研修プロバイダーの場合は、「実施機関名」・「研修番号」・「開催日時」・「研修会名」・「研修時間」・「単位数」を記入し、「当該研修会のプログラム」を一緒に保管する。

②研修の記録のため、本会は認定対象となる研修会について「単位証明(研修シール)」を発行する。

(2) 研修単位の証明

①認定を受けようとする者の単位取得証明は、「単位証明(研修シール)」を貼付した「研修記録」により行う。

日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験に関する事項

平成 26 年 9 月 19 日

1. 認定試験の受験資格

新規認定対象者については、以下の要件を満たす場合に認定試験を受験することができる。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 申請年度を含め過去 3 年度を通算して 50 単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと
 - ① 日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること
 - I-1～3 の各項目の中から 1 項目以上履修し、合計 2 単位以上取得すること
 - II-1～6 の各項目の中から 2 項目以上履修し、合計 4 単位以上取得すること
 - III-1～2 の各項目を履修し、合計 4 単位以上取得すること
 - IV-1～2 の各項目を履修し、合計 4 単位以上取得すること
 - V-1～3 の各項目を履修し、合計 6 単位以上取得すること
 - ② 薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算 50 単位のうち 10 単位以下であること
 - ③ 毎年最低 10 単位以上取得していること

認定更新対象者については、以下の要件を満たす場合に認定試験を受験することができる。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 申請年度を含め過去 6 年度を通算して 100 単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと
 - ① 日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること
 - I-1～3 の各項目の中から 1 項目以上履修し、合計 4 単位以上取得すること
 - II-1～6 の各項目の中から 2 項目以上履修し、合計 8 単位以上取得すること
 - III-1～2 の各項目を履修し、合計 8 単位以上取得すること
 - IV-1～2 の各項目を履修し、合計 8 単位以上取得すること
 - V-1～3 の各項目を履修し、合計 12 単位以上取得すること
 - ② 薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算 100 単位のうち 20 単位以下であること
 - ③ 毎年最低 10 単位以上取得していること

2. 出題範囲と基準

- ・ 日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムを出題範囲とする。
- ・ 出題基準については、試験実施年度毎に策定し公表する。

3. 認定試験の実施方法

- ・ インターネットを介したWeb上で実施することとし、対象者に対して受験に必要なID及びパスワードを配布する。
- ・ 出題形式については、選択形式とする。

4. 試験の日程

- ・ 認定試験受験期間は原則3日間とする。

5. 合否基準

- ・ 受験者の成績上位10%の平均点の70%とする。

日病薬病院薬学認定薬剤師の認定要件及び更新要件

平成26年9月19日

1. 認定要件

以下の要件を満たす者を日病薬病院薬学認定薬剤師とする。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 申請年度を含め過去3年度を通算して50単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと
 - ①日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること
 - I-1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計2単位以上取得すること
 - II-1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
 - III-1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
 - IV-1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
 - V-1～3の各項目を履修し、合計6単位以上取得すること
 - ②薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算50単位のうち10単位以下であること
 - ③毎年最低10単位以上取得していること
- (3) 日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験の合否基準を満たしていること

2. 更新要件

以下の要件を満たす者を日病薬病院薬学認定薬剤師の認定更新者とする。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 申請年度を含め過去6年度を通算して100単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと
 - ①日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること
 - I-1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
 - II-1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計8単位以上取得すること
 - III-1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
 - IV-1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
 - V-1～3の各項目を履修し、合計12単位以上取得すること
 - ②薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算100単位のうち20単位以下であること
 - ③毎年最低10単位以上取得していること
- (3) 日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験の合否基準を満たしていること